

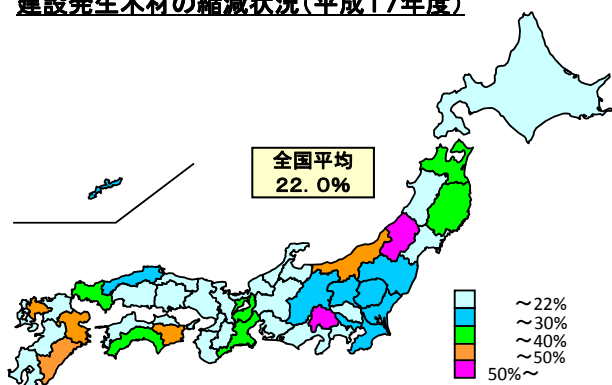
建設発生木材の縮減状況

- 縮減が認められる場合以外で縮減が行われている可能性がある。
- 縮減率が高い自治体では再資源化率が低い等の特徴が見られる。

建設発生木材の縮減が認められる場合

1. 再資源化施設までの距離: 工事現場から50km以内に再資源化を行うための施設がない場合
2. 地理的条件、交通事情その他の事情での運搬車両が通行する道路が整備されていない場合であって、縮減をするために行う運搬に要する費用の額がその再資源化(運搬に該当するものに限る。)に要する費用の額より低い場合

建設発生木材の縮減状況(平成17年度)



縮減が行われる要因

想定される要因

再資源化物の需要が少ない

再資源化施設の受入基準が厳しい

再資源化施設が50km以内にない

再資源化の不徹底
(安易な縮減、安易な埋立)

不適正処理の可能性

縮減率が30%を超える県の状況

自治体	再資源化率 (%)	縮減率(%)			埋立処分 率 (%)
		再資源化 施設	焼却	計	
滋賀県	63.4	14.5	16.6	31.1	5.5
三重県	58.2	8.9	24.4	33.3	8.5
青森県	59.3	24.3	10.0	34.3	6.6
山口県	59.5	26.3	8.1	34.4	6.2
高知県	46.9	17.0	18.2	35.2	17.6
大分県	49.4	24.6	18.1	42.8	7.8
新潟県	51.2	4.4	38.8	43.2	5.6
宮崎県	44.6	32.9	14.2	47.1	8.2
徳島県	32.4	32.1	17.5	49.6	17.8
佐賀県	37.2	14.0	36.0	50.0	12.8
山形県	43.7	27.1	23.5	50.8	5.6
山梨県	44.4	39.9	11.7	51.6	4.1
全国平均	68.2	9.7	12.8	22.5	9.3

【特徴】

- 再資源化率が低い
- 再資源化施設での縮減が多い場合がある
- 焼却が多い(単純縮減)場合がある
- 埋立処分が多い場合がある

39

バイオマス発電によるおける木材利用量の推移

- 大型発電施設の稼働など木質バイオマス発電関連施設は増加傾向にあり、近年、地域によっては木材チップの需給逼迫が懸念されている。

平成17年までの木質バイオマス発電における木くず燃料利用量: 約230万トン

平成18年以降に新規・増設見込みのバイオマス発電における木材利用計画量合計: 約310万トン

⇨建設発生木材の場外搬出量のうち未利用部分(平成17年度)は約150万トン

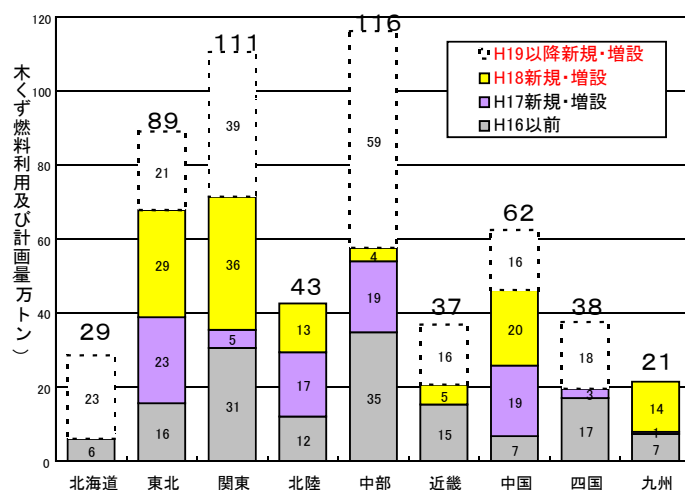
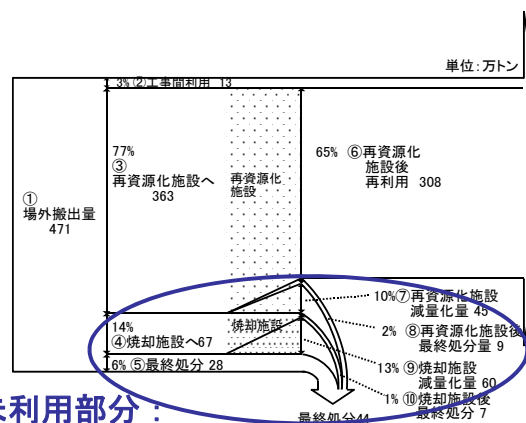


図1. 木質バイオマス発電における木材利用量の推移



未利用部分:
約150万トン

図2. 全国における建設発生木材のリサイクルフロー

出典: 「INDUST」2006年10月号「建設副産物のバイオマス活用」(全国木材資源リサイクル協会連合会)より国土交通省作成

出典: 「平成17年度建設副産物実態調査」(国土交通省)

40